

個人情報取扱意見照会書

平成31年（2019年）2月21日

宇部市個人情報保護対策審議会長 様

（実施機関名）

宇部市長 久保田 后子

宇部市個人情報保護条例施行規則第2条第1項第5号の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

実施機関名	宇部市長 久保田后子	担当課	保険年金課
区分	1 個人情報の収集 ② 個人情報の提供		
個人情報取扱事務の名称及び概要	<p>（名称） 特定健康診査未受診者名簿の外部提供</p> <p>（概要） 特定健康診査対象者が、定期的に医療機関で検査等を受け、その検査項目が特定健康診査の検査項目を満たす場合は、その検査情報を医療機関から宇部市へ提供してもらうことで、受診者とみなすことができる。</p> <p>そこで、特定健康診査の未受診者名簿を実施医療機関別に作成し、送付することで、当該医療機関から当該被保険者への特定健康診査の受診勧奨または、被保険者の同意を得たうえで市に診療データを提供して協力を呼びかけていただく。</p>		
対象となる個人情報	宇部市国民健康保険被保険者番号、カナ氏名、氏名、生年月日、診療月、特定健康診査の受診無し		
収集又は提供しようとする理由	<p>市町村が運営する国民健康保険は、医療保険者として、特定健康診査を実施することが法的に義務付けられているが、本市の受診率は平成29年度実績値で26.2%と極めて低い状態にある。（全国平均36.6%）</p> <p>特定健康診査は、被保険者が定期的に自らの健診データを把握するとともに、治療中であっても生活習慣を意識し、改善に取り組む端緒となることを期待し実施するものである。</p>		

	<p>また、医療保険者としては、診療データを特定健診データとして活用することで、被保険者の健康改善に資することができる。</p> <p>特定保健指導が実施でき、かつ、より多くのデータを収集・分析することで、本市特有の健康課題を洗い出し、より実態に促した保健事業の立案に活用できるというメリットがある。</p> <p>このため、宇部市医師会の協力のもと、かかりつけ医療機関に当該医療機関の特定健康診査未受診者名簿を提供し、かかりつけ医から被保険者へ診療データの提供への同意を要請するものである。</p>
提供しようとする場合はその提供先	宇部市国民健康保険特定健康診査実施医療機関
備 考	